

民事訴訟裁判告知

今回、貴方に対する民事訴訟裁判の訴状が提出された事を通知致します。貴方は回収業者及びお取引先契約会社に対しての契約不履行につき原告側が提出した訴状を管轄裁判所が受理した事をご報告致します。下記の裁判取下げ期日を過ぎますと改めて出廷通知が届きますので記載期日に出廷して頂きます様、よろしくお願い致します。こちら民法215条に基づいた財務省許可書となっておりますので出廷拒否されますと原告側の主張が全面的に受理されることとなり裁判後の処理と致しましては

被告の給与及び、動産物、不動産物等の差押えを
執行官立会いのもと強制執行させて頂きます。

また履行執行官による（執行証書の交付）を承諾して頂くと同時に債権譲渡証明書を一通郵送させて頂きますのでご了承下さい。尚、こちらは書面通達となりますので個人情報保護の為、詳しい詳細等は当職員までお問い合わせ下さい。

※ご連絡なき場合には、本書を勤務先へ郵送させて頂きます

《裁判取下げ期日》

平成20 11月25日（火曜日）

〒174-0072

東京都板橋区南常盤台2丁目1番1号

財団法人 東京第一財務報告センター（管理部）

03-3970-2351

受付時間 平日 9:00~17:00